

福岡県公報

平成21年12月9日
第3049号

目次

告示(第1830号 - 第1843号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	1
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保安課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
公共測量の実施	(県土整備総務課)	5
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
公 告			
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	6
公安委員会			
福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則	(警察本部総務課)	6

告 示

福岡県告示第1830号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市朱雀六丁目8番1、15番1、167番1、167番2、168番、169番1、170番1、170番3及び1614番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市月の浦一丁目24番21号
戸渡 正弥

福岡県告示第1831号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 保安林予定森林の所在場所
うきは市浮羽町小塩字佛山5647の6、字尾谷5680、5681の1、5682の1、5683の1、5695の1、5696の1、5696の3、5697の1、5697の2、5709、5712、5713、5714の1、字経塚5742の1、5742の12、5742の34、5742の36、5742の50
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1832号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町新川字田代ノ上2604、2617の1、2625の1、2630の1、2633、字寺山2634の1、2636の2、2638の1、2638の3、2638の4、2638の8、2638の9、2639の1、2640、2641の1、2642の1、字堂山2643の1、2649の1、2649の5から2649の7まで、2649の10、2649の11、2649の13、2649の19、2649の32、2652の1、2653、字出島2689の2、2689の5、2689の6、2689の10から2689の12まで、2690、2691、2692の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1833号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字朽網字神田ヶ迫3024、3864の79、3864の83、3856の62(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1834号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字母原字弓折1355の2、字奥畑1426の19から1426の24まで、1426の26、1426の27、1426の63(次の図に示す部分に限る。)、字引地1608の9、

1608の31、1608の46、1608の48、1608の70から1608の74まで、1608の78、1608の104、1608の105、1608の8・1608の10・1608の50・1608の77・1608の79・1608の82・1608の83（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1835号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字添田字城126の10、字無論川321の1、321の2、327から329まで、331

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1836号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

遠賀郡岡垣町大字手野字城ヶ原1257

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1837号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡星野村字柳の向へ18291、字黒石18333から18335まで、字ホトノ元18390、字古田18401の2、18407の1、18407の3、18407の4、字ナルソ18434の13、字草伐場18624の1、字板屋の上18674、18679

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び星野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1838号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木松末字片宗1146、字烏帽子形1188、字柳迫1208、1215、1240、1258、1288の1、1330、1343、1344、字柳尾1502

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1839号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町新川字三本平37の1、42の2、44、47、48、50、55、字迫田61、字門ノ内74、75の1、75の3、77、78、83、102、104の1、字スサキ259、265の1、字長山276の1、276の3、285の1、303、304、307、311、312の1、314の1、314の2、315の2、322、323の1、字上長山373の1、378、379（次の図に示す部分に限る。）、字鍛冶屋谷569の2、569の5、569の7、569の26、字平口坂570、571、575、581、583、585、586、590、592、596、597、599、字長畑601、603の1から603の3まで、字西浦山620、621、623、627、631、633、字東浦山638、647、650、字東内ヶ原721、724、732の3、736、737、字南大平山741の1、741の2、743、745の1、746の1、754、字北大平山755から758まで、765、768、771、772の2、773、774の1、字走場781の1、785の1、786の1、790、791の1、794の1、796、799の1、803の1、807

の1、833の1、834の1、字京塚844

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1840号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川郡福智町伊方1227番5から1227番24まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡福智町金田937番地2

福智町長 浦田 弘二

福岡県告示第1841号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、荒尾市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（1級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
大牟田市国道501号線沿線	平成21年12月4日から 平成22年3月19日まで

福岡県告示第1842号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	山 口 橋 線	前	京都郡苅田町大字上片島 2198番1先から 京都郡苅田町大字上片島 2222番2先まで	7.0 ～ 13.1	121.0
			前	同上	6.5 ～ 9.0	124.3
			後	同上	7.0 ～ 13.1	121.0

			後	同上	7.0 ~ 9.0	124.3
--	--	--	---	----	-----------------	-------

福岡県告示第1843号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年12月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	山 口 橋 線 行 橋	京都郡苅田町大字上片島2198番1先から 京都郡苅田町大字上片島2222番2先まで

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年12月9日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
㈱九栄 上田 雅巳	北九州市小倉北区 鍛冶町2丁目1-7 第4エルザビル 302号	福岡県知事(1) 第08511号 平成19年6月15日	平成21年11月20日 登録の取消し	貸金業法第24 条の6の6第 1項第1号

GoodLife (グッドライフ) 小田 隆幸	福岡市博多区博多 駅前4丁目14-20 ライオンズステーション プラザ博多 404号	福岡県知事(1) 第08530号 平成19年9月18日	平成21年11月20日 登録の取消し	貸金業法第24 条の6の6第 1項第1号
プライドファイ ナンス 李 慧 水	福岡市南区玉川町 前13-26野間ビル 206号	福岡県知事(3) 第07535号 平成19年7月16日	平成21年11月20日 登録の取消し	貸金業法第24 条の6の6第 1項第1号

公安委員会

福岡県公安委員会規則第23号

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成21年12月9日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会運営規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「北九州市警察部長」の次に「並びに首席監察官」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。